

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 16 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第12号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(規則第 4 条第 2 項の届書の添付書類)</p> <p>第13条 規則第 4 条第 2 項の規定による届書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 天災その他<u>さけられない</u>事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察署長その他適当な<u>公務員</u>の証明書</p> <p>別表第 2（第14条関係）</p> <p>1 政令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者</p> <p>(1) 日当</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1 人 1 日当たり <u>21,300円</u>以内</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1 人 1 日当たり <u>14,800円</u>以内</p> <p>エ 救急救命士 1 人 1 日当たり <u>14,600円</u>以内</p> <p>オ [略]</p> <p>カ 大工、左官及びとび職 1 人 1 日当たり <u>26,000円</u>以内</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(規則第 4 条第 2 項の届書の添付書類)</p> <p>第13条 規則第 4 条第 2 項の規定による届書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 天災その他<u>避けられない</u>事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察署長その他適当な<u>者</u>の証明書</p> <p>別表第 2（第14条関係）</p> <p>1 政令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者</p> <p>(1) 日当</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1 人 1 日当たり <u>21,400円</u>以内</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1 人 1 日当たり <u>14,900円</u>以内</p> <p>エ 救急救命士 1 人 1 日当たり <u>14,700円</u>以内</p> <p>オ [略]</p> <p>カ 大工、左官及びとび職 1 人 1 日当たり <u>27,000円</u>以内</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則別表第 2 の規定は、平成31年 4 月 1 日から適用する。